

ユニバーサル就労とは、

ユニバーサル就労
ネットワーク栃木
設立趣意書 / 説明書

1 「働きづらさをかかえた人」を、 職場に迎え入れる仕組みです。

ユニバーサル就労は、理由を問わず、働きづらい状態にある人を職場に迎え入れる仕組みです。

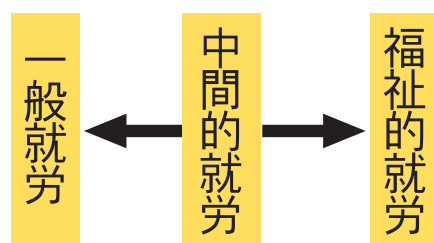
栃木県内ではまだあまり取り組まれていません。先進地である千葉県では2014年から「ユニバーサル就労ネットワークちば」が活動を開始し、これまでに100人が就労しています。この取り組みを栃木県内でも開始したいと思い、ユニバーサル就労ネットワーク栃木（仮）を設立しました。

2 ユニバーサル就労は、 いきなり雇用契約を結んで働くことが 難しい人のために、 「雇用未満」の働き方をつくります。

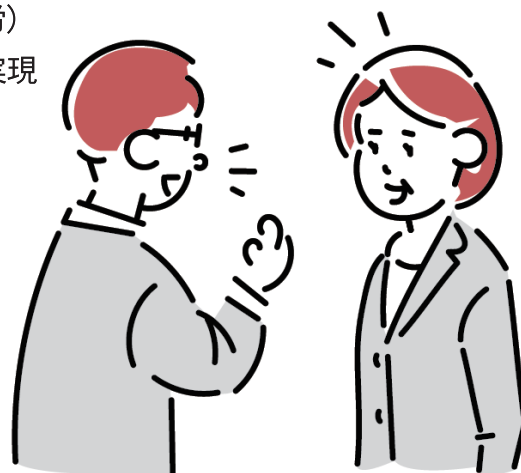
これまでは、雇用未満の働き方は障害者の福祉的就労に限定されていましたが、2015年4月に施行された生活困窮者自立支援法で、雇用未満の「中間的就労」が制度化されました。

多様な理由で働けないでいる人たちが増えている現状に対応した画期的な制度ですが、中間的就労には雇用側、求人側の広範なネットワークと伴走支援するスタッフが必要です。

私たちは、ユニバーサル就労（中間的就労）を広げ、だれもが「働くことを通して自己実現できる社会」をめざします。



(ユニバーサル就労)



3 「中間的就労」は働きやすい社会をつくる仕組みです。

心身の不調や長期のブランクなどの働きづらさを抱え、すぐに一般就労することが難しい人のなかには、「時間の調整をしてもらえる」「不安定な体調を理解してくれる」など、一定の配慮と支援があれば働き始めることができる人が大勢います。短時間でも働ける場があることで、社会とのつながりを保つことができ、自己実現の場にもなります。そうして、徐々に不安を減らし自信を回復することで、一般就労につながっていくことを目標としています。



働きたいのに働きにくいすべての人

〔精神的な理由〕

- 例・精神障害
- ・高次脳機能障害
 - ・発達障害（自閉症スペクトラム症、学習障害、ADHDなど）
 - ・依存症（アルコール使用障害・薬物・ギャンブルなど）
 - ・認知症
 - ・障害のラインに届かないが精神等になんらかの理由がある

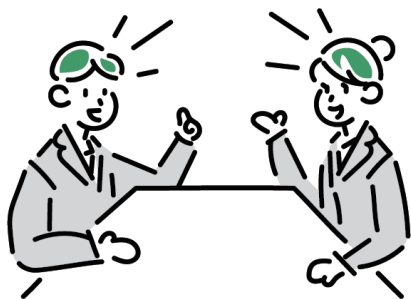
〔身体的・知的な理由〕

- 例・身体障害
- ・知的障害
 - ・病弱
 - ・難病
 - ・妊娠中
 - ・障害のラインに届かないが身体や知的レベル等になんらかの理由がある。

〔社会的な理由〕

- 例・リタイア後の高齢者
- ・長時間の労働が難しく、単位時間の勤務に制限がある
 - ・子育て中
 - ・介護中
 - ・父子家庭、母子家庭
 - ・外国国籍
 - ・触法歴がある、執行猶予中
 - ・生活に困窮している

4 私たちのユニバーサル就労の手順



■就労（受け入れ）支援

- ① 個別相談、電話等による相談受付
- ② アセスメント
- ③ 業務分解・マッチング

■ネットワークの事務局運営

- ・継続支援・連携・財源確保



事業者のみならずにとっても、早い時期に業務のマッチングを行うことで人材確保の一環として活用いただけるほか、誰もが働きやすい職場環境づくりや業務効率化のきっかけにもしていただけます。

多くの事業者が中間的就労を導入し働ける人が増えることは、すなわち地域・社会全体の支え手が増えることです。

●例：前職で

パワハラを受けて退職。精神的に落ち込み、再び働き出す一歩を踏み出せず「少しずつ自信を取り戻していきたい」と希望された方。

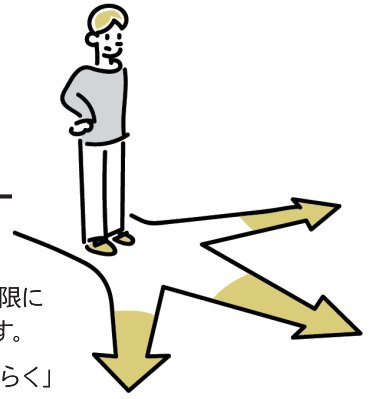
利用者の事例

中間的就労の利用者はすぐには一般企業等で働くことが難しい人です。長期ブランク、ひきこもり、心身に働きづらさを抱えるなど、様々な状況の人がいます

●例：長期間ひきこ

もりで、**就労経験がなく**、自力で就職活動してみたものの不採用が続く。しかし「不採用になったことに安心している」と気づき、働くことへの不安を自覚。まずは「支援を受けながら働く訓練をしたい」と希望。

5 私たちの活動の展望



ステップ 1 ー準備期間、独自事業としての活動ー

●生活困窮者自立支援法によらない中間的就労の実績づくり

- ① **伴走型支援** … 働きたいと希望する人たちがよりよい選択をし、自身の持つ可能性や能力を最大限に生かせるよう伴走型支援を行います。働きたい方を自立相談支援機関につなげます。
- ② **事業所開拓** … 業務分解や就労体験の受入れなど提案を行い、さまざまな人たちと一緒に「はたらく」を目指す企業・団体の輪を広げていきます。
- ③ **企業・団体支援** … さまざまな人たちと一緒に「はたらく」を目指す企業・団体がその取り組みを継続していけるよう企業・団体への支援を行います。

ステップ 2 ー本格的始動、受託事業としての活動ー

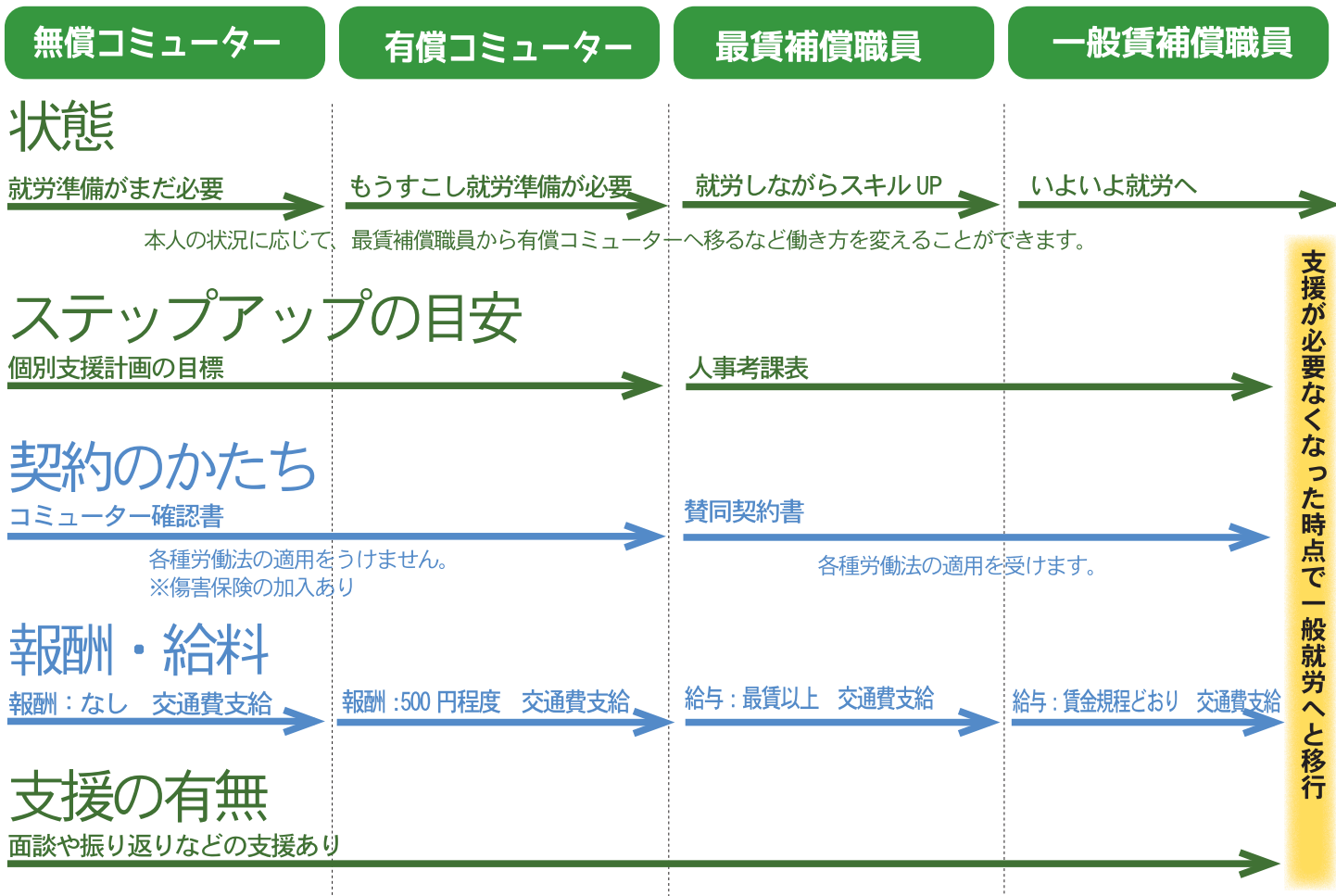
●生活困窮者自立支援法による中間支援活動

- ① 生活困窮者のための就労場所を独自にもたない法人として、地域の事業所と連携し、スタッフ同行の下、就労支援を行います。
- ② 中間的就労（認定就労訓練事業）の仕組みや説明のほか、各分野ですでに導入を進めている事業者事例紹介をしていただきながら「はたらく」を目指す企業・団体の輪を広げていきます。
- ③ 生活困窮者自立相談支援事業の事務を担うことを目指します。

6 働き方は、4つのステップ。

①無償の通勤者^{通勤者} → ②有償の通勤者^{通勤者} → ③最賃補償職員 → ④一般賃金職員

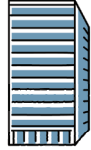
無償または有償のボランティア的なかたちで働きはじめ、伴走型の個別支援をおこなうことでスキルアップを図り、雇用をめざします。多くの方が、この仕組みで雇用にステップアップし、さらに一般就労を達成しています。



7 多様な職種が必要です。一緒に活動を！ 「就労訓練事業所になりませんか」



— 栃木は、企業の就労訓練事業所がまだありません —



私たちは、生活困窮者の就労場所をもたない団体として、スタッフ同行のもとで伴走型支援を行います。そして、実績作りをしなが
ら、将来的には自治体からの受託事業として生活困窮者自立相談支援事業の事務を担うことを視野に入れていきます。

いっぽうで企業・団体では、私たちの活動とは関係なく、独自に中間的就労を行う「就労訓練事業所」となることができます。現在、
栃木県内の就労訓練事業所は、全てが社会福祉法人であり、一般企業はゼロです（2020年現在）。ユニバーサル就労は幅広い業種が関
わるのが急務です。先進地の千葉では、製造業者、農家、飲食店（居酒屋）、小売店（コンビニエンスストア）など、多様な業種が
「就労訓練事業所」の認定を受けており、働くことを希望する人が、自分にあった選択をすることができます。

Q & A 認定就労訓練事業について (2020年3月 栃木県保健福祉部保健福祉課資料)

Q 1 ● 就労訓練事業者に対する支援は？

A 1 ■ 就労訓練事業は、民間事業者の自主事業であり、また、自立的な実施を促す観点から、運営費について自治体から補助を行うことはありません。

Q 2 ● 利用者の受け入れ期間に制限はありますか？

A 2 ■ 利用者の受け入れ期間については、特段制限はありません。利用者が、その意欲や能力等に応じて常に適切な待遇を受けながら、非雇用型、雇用型、一般就労とステップアップしていけるよう、自立相談支援機関と連携しつつ、支援を行います。

Q 3 ● 非雇用型の利用者について気をつけなければならないこと

A 3 ■ 非雇用型の利用者は、あくまで訓練として就労を行うことから、雇用契約を締結した上で働く一般の従業員とは異なり、所定の作業日や作業時間に作業に従事するかどうかは利用者の自由に委ねるなどの取扱いが必要です。

また、非雇用型の利用者に関しては、労働基準関係法令の適用はありませんが、一般の従業員に関する取扱いも踏まえ、作業の際に安全の確保に十分配慮する、万が一、災害が起こった場合に備えて保険に加入しておくなどの対応が必要です。

さらに、非雇用型の就労のインセンティブを高めるという観点から、工賃を支払うことをご検討いただきたいと考えております。

Q 4 ● 事業の実施に当たって事業所内でどのような支援体制を整備しなければなりませんか？

A 4 ■ 就労訓練を行う際は、支援の担当者（就労支援担当者）を1人配置していただく必要があります。この就労支援担当者は、必ずしも専任である必要はなく、他の業務も兼務することが可能です。就労支援担当者、支援に関する計画の作成や利用者が就労する上での助言指導、他の従業員に対する普及啓発、自立相談支援機関との調整などを行います。

ユニバーサル就労ネットワーク栃木は、
中間的就労の導入を支援します！

会員も募集中

● 団体会員：12000円（1口）

● 個人会員：3000円

● 個人マンスリー：月1000円

● 電話 028-622-0021 ● 栃木県宇都宮市埴田 2-5-1 共生ビル3F
ユニバーサル就労ネットワーク栃木
(認定NPO法人とちぎボランティアネットワーク内)